

イタリアにおける「第三」セクターの現代的発展と「社会・教育・文化」活動 ——参加・連帯・多元主義の理念にねざす教育構造——

佐 藤 一 子*

Development of the "Third" Sector and "Social, Educational and Cultural Activities" in Italy: The Educational Structure Based on the Idea of Participation, Solidarity and Pluralism

Katsuko SATO

Recently it is noticed that non profit organizations generally called the "Third" Sector are developing now in various fields in Italy. In the "Third" Sector are included "voluntary organizations", "social cooperatives" and "social associations". The development of the "Third" Sector is also very important in the field of educational activities in local communities. In this paper I intended to analyze the social, educational and cultural activities created by the pluralistic structure of the "Third" Sector and discussed on the new concept of "formative process".

目次

はじめに

- I イタリアのアソチアツィオニズモと「第三」セクター
 - A 「社会的経済」セクターの概念と組織主体
 - B イタリアの「第三」セクター
- II 「ボランティア団体」・「社会協同組合」・「アソチアツィオニズモ」の法制化
 - A 1970年代における市民運動の地域的発展と州の法制化
 - B 「ボランティア団体」の法的規定
 - C 「社会協同組合」の法制化
 - D 「アソチアツィオニズモ」法案の骨子
- III 「社会・教育・文化活動」の展開と「形成の過程」
 - A 「第三」セクターと「社会・教育・文化活動」の組織化
 - B 「形成の過程」と担い手の専門性

はじめに

イタリアの近代成人教育発達史研究において「アソチアツィオニズモ」(associazionismo=団体・結社, アソシエーションの社会的発展構造, 以下法概念の場合のみ「」をつける)の歴史的形成を解明することはさけて通ることのできない課題である。

このことはイタリアに限らず, 成人教育の歴史研究・比較研究の方法として重要な意味をもつといえる。イタリアの場合成人教育の制度化がたちおくれ, 夜間成人学校を中心とする学校補完的事業が主たる形態となっている一方で, 自主的民間団体による教育文化運動が著しく豊かな伝統をもっているという事実をトータルに把握するうえで, とくに必要とされる研究の視点であると考えられる。

アソチアツィオニズモの伝統に関して, 筆者は1984年につきのような規定を与えている。

「アソチアツィオニズモは, 政党, 労働組合, 協同組合運動の組織化過程における階級的自覚, そこに参加す

*大学院教育学研究科教授

る人々の間の精神的紐帯を意味し、その後のイタリア社会に歴史的に継承され、豊かにされた抵抗的、革新的民衆意識である。¹⁾

このような労働者的アソチアツィオニズモの伝統が「市民社会の連帯と相互扶助、文化・スポーツ・レクリエーション活動、成人教育活動などをつうじて民衆の知的向上と社会参加を促進する核として機能し続けた」²⁾ことが、戦後イタリアの成人教育の発達をうながしてきた原動力であると考えられるのである。

日本においては戦前の「非施設団体中心性」の伝統が社会教育の公共性にたいしてネガティブに機能し、その克服が課題とされてきたが³⁾、イタリアではアソチアツィオニズモはむしろ公共性を発展させる土壌となってきたという点で対照的な意味をもっているように思われる。

しかしイタリア成人教育史にそくしてみれば、筆者が着目した労働者のアソチアツィオニズモは近世以降のアソチアツィオニズモの発展のひとつの潮流にすぎないという限定が必要である。歴史的系譜を俯瞰すればキリスト教的アソチアツィオニズモはすでに中世初頭に発祥をみており、近代以降もイタリア市民社会の基底をなしてきた。また職人社会におけるギルドや近代国家成立前後に存在したさまざまな土着的・民衆的結社なども上記のふたつの系譜にたいして独自の伝統をなしている。労働者のアソチアツィオニズモ自体もこれらの多様な伝統の合流のなかで多元的な発展をとげてきたことが見落とされてはならない。イタリア中部に顕著な発達をみる人民の家は、このような多元的潮流の混在する場としての機能をもち続けて今日にいたっているといえるであろう。⁴⁾

また戦後とくに1960年代後半以降には地域社会に基盤をおく市民的なアソチアツィオニズモの発展が著しい。市民的アソチアツィオニズモは、伝統的なアソチアツィオニズモにたいしても労働者のアソチアツィオニズモにたいしても革新を促し、両者のもつ私事性、あるいは対権力性にたいして開かれた市民的公共性的形成という新たな課題を提起してきたことが注目される。⁵⁾

こうした状況の変容のなかで、12~13世紀以降イタリア社会に根付いてきたキリスト教的ボランティア団体もまた現代的な存在意義を模索しているといえるのである。

このような歴史的展開をふまえて、1980年代後半以降イタリアではアソチアツィオニズモの実践的蓄積から新たに法制化の動向がうまれている。それは「ボランティア団体」(organizzazione di volontariato)、「社会協同組合」(cooperative sociale)、「アソチアツィオニズモ」

(associazionismo)という三つの民間団体に関する国・州の法制化を土台にしながら「第三」セクターの構築をめざす社会政策として展開されている。

またこの動向はEUの社会政策にもつながるトランサンショナルなネットワークの発展にも連動しているとみられる。⁶⁾

本稿では国家と市民社会の新しい関係の発展と市民参加システムの現代的構築とみなされる「第三」セクターの法制化の動向をふまえながら、そのなかで「社会・教育・文化」活動という領域が創出されつつあることに注目する。このような新しい活動領域において、学校外教育・成人教育、余暇・社会参加活動を包摂した「形成の過程」(processo formativo)の概念が探求され、それをつうじて教育の専門性についても発想の転換がもたらされている。

国際的に注目される動向となっている非営利セクターが、イタリアにおいても独自の歴史性をふまえた法制度化によって定着し、そのなかで参加・連帯・多元主義の理念にねざす現代的な教育構造がうみだされているところであることができるであろう。

I イタリアのアソチアツィオニズモと「第三」セクター

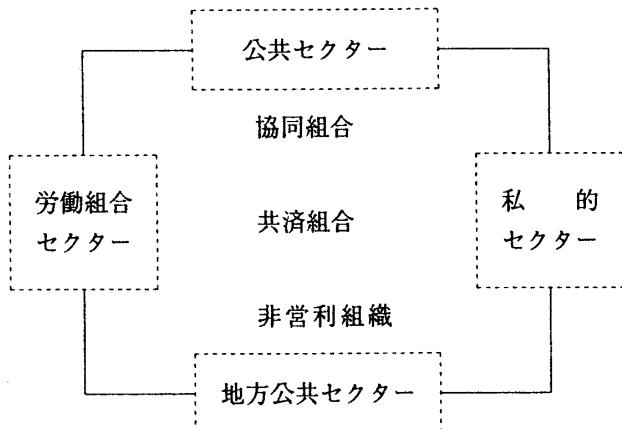
A 「社会的経済」セクターの概念と組織主体

現在国際的に発展をみている非営利セクターについて、日本ではアメリカの税制上の規定であるNPO(non profit organization)の用語と重ねあわせて議論されることが多いが、この用語はヨーロッパでは必ずしも広く通用していない。日本においてもNPOとNGOの区別や従来から存在する公益法人と今後含まれうる市民団体との関係はあいまいのまま非営利団体の総称としてNPOという用語が普及しており、法制度上の規定をめぐって今後の検討が求められている。⁷⁾

ヨーロッパの場合、「社会連帯」の目標にそくした「社会的経済」(économie sociale)の概念がフランスを中心に注目されるようになり、1980年代には「社会的経済」部門が政策的にも位置づけられるようになってきた。ここでは「資本主義経済と公共経済の中間にあるもの」という定義のもとで「経済的機能と社会的機能の統合を可能とするような企業」(協同組合・共済組合・非営利組織〈アソシエーション〉・労働者株式会社など)が活動主体として想定されている。⁸⁾

これを図式化したものが図-1である。

図-1 社会的経済部門



出所 J. ドゥフルニ他著、富沢賢治他訳『社会的経済』
1995年 日本経済評論社 p.20。

ヨーロッパではこのように協同組合・共済組合・非営利組織の三つの主体を包括的にとらえて「社会的経済」の担い手としているが、アメリカでは非営利団体（NPO）の基準でみると協同組合は公益団体よりは共益団体とみなされ位置付けは弱くなっている。したがってアメリカのNPOとヨーロッパでいわれる「社会的経済」セクターは必ずしも実態が重なっているとはいえない。またEC委員会の中に「社会的経済」部が設置され、「社会的ヨーロッパの建設」をめざして「社会的経済」セクターが政策の支援を受けて発展しているという点でもヨーロッパとアメリカは状況を異にしているといえよう。とはいえ、ヨーロッパ諸国の中でも実態は多様であり、法制度的規定もふくめて「社会的経済」セクターはまだ理論的に明確化されてはいない状況にあるといわれる。⁹⁾

J・ドゥフルニは「社会的経済」の定義としてベルギーのワロン社会的経済協議会の規定を引用している。「社会的経済とは、主として協同組合である企業や、共済組合、非営利組織によってなされる経済活動からなり、以下ののような原則を承認するものである。①利益よりもむしろ構成員あるいはその集団に奉仕することを目的とする。②管理の独立。③民主的な意志決定過程。④収益の分配においては、資本より人間と労働を優先する。」¹⁰⁾

富沢賢治はこの定義に加えてEUで検討されている「ヨーロッパ共済組合法案」、「ヨーロッパアソシエーション法案」の規定、さらには国際協同組合同盟の6原則等を引用し、「社会的経済」とは「心のこもった経済」「人間の顔をした経済」であり、「①自発性と加入脱退の自由、②民主的運営、③資本に対する人間の優位性、という3原則に基づく事業体が営む経済である」¹¹⁾と定義して

いる。

「社会的経済」活動は「行政手続きによっては容易にカバーしえない貧しい人々に手をさしのべることができる」¹²⁾という目的達成への意欲と新しいニーズへの感性、適応性、創造性の発揮によってより柔軟に公共機関を補完し、「経済的効率と社会的な福祉との総合的実現」¹³⁾をめざすという点で有効性が期待されている。

「社会的経済」セクターの活動はスウェーデン型福祉国家モデルの財政的いきづまりや、多様な自主的社会参加活動への志向の高まりなどを背景として国際的に活発になってきているといえるであろう。

B イタリアの「第三」セクター

前掲のJ. ドゥフルニ編『社会的経済』は、共通の指標でフランス、イギリス、スペイン、イタリア、ベルギー、デンマーク、アメリカ、カナダの動向を分析している点で示唆的で有益である。

これによるとフランスでは協同組合・共済組合に加えて1970年代にアソシエーションが急激に拡大し、そのうちの一部の特定アソシエーションが「社会的経済」の一環をなすと法的に規定されことで、「社会的経済」セクターの枠組みが比較的明確である。

これにたいしてイギリスでは「社会的経済」という用語はほとんど用いられておらず、またフランスの「アソシエーション」の機能に近い役割を果たす存在はボランティア組織であるとして、ボランティアセクターを重視した分析がおこなわれている。

イタリアの場合フランス、スペインと類似する状況があり、協同組合がかなり普及しているにもかかわらず「社会的経済」セクターという用語はあまり用いられておらず、1970年代ごろから独自に「第三」セクター（terzo settore）という用語が通用しはじめている。この「第三」セクターも厳密な定義はまだなされていないが、一般には「非営利」「非市場」の基準から協同組合や共済組合を含まないことが多いとされる（むろん日本の第三セクターとも実態が異なる）。

しかし「社会的経済」セクターの規定とのずれは含みながらも協同組合と非営利組織の双方において発展がみられることがイタリアの特徴であると本書では指摘している。¹⁴⁾

ところで1996年末以降、イタリアではこうした状況にたいして、国・自治体の社会政策の一環として「第三」セクターを位置づけようとする新たな法制度化の動きがうまれている。この「第三」セクター法はすでに国法が存在する「社会協同組合」と「ボランティア」に、現在

法案準備中の「アソチアツィオニズモ」の三者を包括し、さらに既存の財團なども含めて税制の面からトータルに規定することを目的としている。それが実現すればこれら三つの活動主体を中心とする非営利セクターとして「第三」セクターがより明確に法制度化されることになる。(ここでいう「社会協同組合」は後述するように、一般の協同組合とは区別される特殊な協同組合である。)

すでにこれら「社会協同組合」「ボランティア」「アソチアツィオニズモ」の三つの対象について独自に州法を制定しているトスカーナ州では、三者に共通する特徴として①社会連帯の目的、②非営利活動、③民主的組織という基準が法的に明確にされており、その基準にそくして団体種別に団体登録がおこなわれている。三種の名簿に搭載された団体は法に明記された団体の目的・役割のちがいに応じて州・県・市町村(*comune*)との「協定」(convenzione)締結などの協力関係をもちうることが認められている。このような法制化をつうじて民間団体が公共機関とより密接な関係をもちながら活動する条件がつくられてきている。¹⁵⁾

このようにイタリアの「第三」セクターは、公共事業の実施をめぐる行政施策のレベルで民間団体と公共機関との協力関係という必要性から議論され、いくつかの州で制度化がはかられ、次第に国レベルの政策問題になってきたという経過がある。そこには市民団体の成長、社会的役割の増大という要因とともに、国・地方財政の限界、さらには定数の制約と労働時間の制約を伴う公務員による直営的な公共サービスの見直しという問題が浮上している。その背景としては他の諸国に共通する状況があり、高齢化社会における福祉、失業問題と青年の荒廃、環境問題、移民問題等の社会的危機の解決にむけて社会参加と連帯のネットワークを形成することが課題となっている。

イタリアでは1970年代以降地方自治体の分権化が促進され、地域住民の参加の制度的枠組みが形成され、それを基礎にして市民的なアソチアツィオニズモが公共機関と連携しながら発展してきた。市町村に設置されている地区住民評議会(*consiglio di quartiere*)の住民選出委員会の自治活動のもとに多様な市民団体がボランティア活動をおこなっている。¹⁶⁾このような市民的アソチアツィオニズモの存在を公的に認知し、非営利の「第三」セクターとして法制度化しようとしている点がイタリアの特徴といえるであろう。

II 「ボランティア団体」・「社会協同組合」・「アソチアツィオニズモ」の法制度化

A 1970年代における市民運動の地域的発展と州の法制化

「第三」セクターを構成する三つの主要な主体は、歴史的には国民の自由な結社・団体・グループとして未分化に存在しており、アソチアツィオニズモの呼称も社会運動や民衆運動の意味で漠然と用いられていたと思われる。これらのなかで労働組合・協同組合以外は、一般的な市民団体のなかでとくに伝統的な相互扶助団体、慈善団体などが民法上の社団の規定によって法的に認知されていたにすぎない。

しかし1970年代にはいってこのような状況に大きな変化が生まれる。そのひとつのが1966年のアルノ川の氾濫に際してフィレンツェ市を中心に国際的な規模でひろがった援助・救済活動である。住民委員会がフィレンツェ市内各所に自然発生的に組織され、食糧・住居の確保、子どもたちの生活擁護、住宅の再建や文化財の復旧、交通やまちづくりの問題などにとりくみ、ボランティア活動は市民生活のあらゆる分野に及んだ。地域ごとにきめ細かく組織されたこの時期の市民運動の発展が背景となって、フィレンツェ市ならびにトスカーナ州は、戦後一貫して革新政権であったボローニャ市、エミリア・ロマーニャ州とともに全国に先がけて地方行政の分権化・地区住民評議会の制度化を促進している。

イタリアのなかでトスカーナ州は伝統的に都市的な生活における市民的アソチアツィオニズモとキリスト教的ボランティア活動が活発であり、エミリア・ロマーニャ州は豊かな農業生産を基盤として協同組合がもっとも発達している特色のある州として知られる。実際イタリアでもっとも古く国際的に有名なボランティア団体ミゼリア・コルディアは13世紀にフィレンツェで生まれて現在にいたっており、また協同組合はボローニャを中心とするエミリア・ロマーニャ州にもっとも数多く分布している。このような歴史的蓄積にたってトスカーナ州やエミリア・ロマーニャ州では、新たに誕生した数多くの市民団体や協同組合が地域のレベルで公共機関との協力関係をもつようになり、1980年代に法制化への動きが始まった。

トスカーナ州では、1985年に「州・市町村とボランティア団体の関係に関する規定」(州法1985年第58号)¹⁷⁾が制定され、ついで1990年に「アソチアツィオニズモの促進と発展に関する法」(州法1990年第36号)¹⁸⁾が制定された。1985年の「ボランティア法」は州法1993年第26号¹⁹⁾としてさらに新たな法制化をみている。

「社会協同組合」に関しては国の法律が1991年に制定されたあと、「社会協同組合と地方自治体の関係に関する

る法」(州法1994年第13号)²⁰⁾が制定されている。

国のレベルでは、1991年に「ボランティアに関する基本法」(1991年第266号法)²¹⁾および「社会協同組合に関する規定」(1991年第381号法)²²⁾が制定され、1996年にはトスカーナ州などの複数の州が提案する「アソチアツィオニズモに関する法案」²³⁾が審議中であり、最終的な調整段階にある。これらの法制定を受けて、先述のように「第三」セクターに関する全体的な法の制定が検討されている。

以上の動向から、つぎの四つのことが明らかとなろう。

第一に、伝統的なアソチアツィオニズモが1970年代以降の市民運動の地域的発展のなかで質的な変化をとげ、1980~90年代をつうじて市町村および州政府と自立的で協力的な関係をもちはじめたこと。

第二に、このような地域的現実にもとづいて、とくに公共財政の明朗性の必要からまず州法が制定され、さらにそれらが1990年代に国レベルの法制定に波及していること。

第三に、この結果アソチアツィオニズモと総称された多様な社会運動・市民運動が、実際の活動の目的や公共機関との関係において具体的に区分され、法的な規定によって個々のちがいが識別されてより明確な存在となりつつあること。

第四に、州が法に基づいて作成する三種の団体名簿(「ボランティア団体名簿」・「社会協同組合名簿」・「アソチアツィオニズモ名簿」)にそれぞれの団体が任意に登録することをつうじて、今までみえにくい形で潜在していた市民社会の組織的ネットワーク(rete)が顕在化し、社会的、公共的な意味をもちはじめたこと。

これらのことから、「第三」セクターの法制化については経済的・財政的視点とともに、政治システムとの関係や担い手の活動目的をつうじての社会参加という側面を統合してみていく必要があるといえよう。

B 「ボランティア団体」の法的規定

先述したように、ボランティアに関する法制定はアソチアツィオニズモに関する法制定に先行している。それは多様で未分化なアソチアツィオニズモ総体から「ボランティア団体」を特定して識別することが容易でもあり、また必要でもあったということによっていると思われる。

ここではまず国の「ボランティアに関する基本法」(以下第266法と略記)に限定して規定の検討をおこなうこととし、州のボランティア法との比較は別の機会にゆずる。

第266法は17条²⁴⁾からなる。このうち最初の3条までが「ボランティア活動」の目的、概念にかかる部分である。第1条「法の目的と対象」、第2条「ボランティア活動」、第3条「ボランティア団体」の条項がこれにあたる。

ついで第4条「ボランティア団体加入者の保障」、第5条「財源」で「ボランティア団体」の社会経済的条件が規定されている。

そして後半の第6条から第12条の部分で、「ボランティア団体」と国および地方公共団体との関係が規定されている。この部分が法制定の目的にかかる主要な部分である。

末尾の13条から17条に法の施行にかかる手続き的な問題がとりきめられている。

以上が第266法の構成であるが、ここでは「ボランティア団体」の法的規定の部分と公共機関との関係の部分にしづかって内容をみておくことにしたい。

第1条では、①「イタリア共和国は参加・連帯・多元主義の表明としてのボランティア活動の社会的価値と機能を認識し」、「自主性の尊重のもとにその発展を促進」すること、②「公共機関とボランティア団体の関係を定めるにあたって、各州と自治県が考慮すべき一般原則をこの法律で規定する」ことがうたわれている。(条文は筆者の訳による。下線も筆者による。以下同様)

後述するように「参加・連帯・多元主義」という理念は、「アソチアツィオニズモ法案」でもかかげられており、「第三」セクターと国・自治体の連携によって促進されるシステムの公共性原理を表現した法的な規定として注目しておきたい。

第2条では、「ボランティア活動」を「個人的、自発的に無報酬で参加する」「非営利で純粋に連帯を目的とする」団体によっておこなわれる活動である」と規定している。この「無報酬」についてさらに第2項、第3項で「慈善的なものを含むいかなる形態の報酬もえることができない」、「いかなる形態の労働との関係とも相容れない」とのべて、経費の支弁を除き、活動が無償でおなわれるこことを明確に性格づけている。この点が後述する「社会協同組合」との基本的な相違点である。

第3条では、さらに具体的に「ボランティア団体」と認知される条件を規定している。すなわち、①第2条の無償の自発的参加による活動を目的とし、②法人格をとることも可能で、③規約で非営利目的を明記し、民主的組織機構をもち、④必要最小限の専従を有することも可能で、⑤自らの活動に加えて、公共的機構のなかで、あるいは地方公共団体との「協定」によって活動もおこなう、等々の条件である。

むろんこのような条件に完全に合致しない中間的な団体も当然存在するが、公共機関との「協定」の実現に際してはこれらの条件を満たしていることが基準とされるため、第3条は地方公共団体による「ボランティア団体」の認定条件を示す根拠となっているということができる。

つぎに州・自治県との関係についてみると、主要にはつぎの三つの点が施策化されている。

①第6条の規定によって、州・自治権は「ボランティア団体登録名簿」を作成する。

②国・州・地方自治体その他の公共機関は、名簿に登録した「ボランティア団体」との「協定」を結ぶことができる。この「協定」は、目的にかけた活動の展開・継続を保障する財源等の措置をふくむ。

③第3条の条件を満たす団体は印紙税、登録税の免税、寄付・遺贈の受理にともなう動産の譲渡税等の免除、また所得税の減免が認められる。

このほか、州・自治県による法の制定、情報の権利保障と情報公開、国の調査研究機関の設置等もうたわれている。

以上にみるように、この第266法は国と州が非営利目的の「ボランティア団体」を広く認知するとともに、州の団体名簿作成をつうじて、そこに搭載された団体と公共機関が協力関係を発展させ公益的な事業を推進するという点に主たる目的があることがわかる。また第3条に公共機関が「ボランティア団体」を認定する基準が明確化されており、実質的に全国レベルで共通の基準が適用される法的拘束性をもつことになった。

こうした法律の制定は他の国々でもすでにおこなわれており、イタリアはむしろ後発に属する。しかし市民によるボランティア活動の伝統が長く、しかも自治体との協力関係も法に先行して実態がつくられていたという点で、法律の必要性は共通認識となっていたといえる。団体登録は任意であるが、公共機関との協定に関しては自治体の側の審査や会計上の監査の必要があり、公平で透視的な関係づくりが問われており、また団体の側にとつては非営利・社会連帯の目的にたいして柔軟にニーズをとらえて活動を発展させる力量をもつことが課題になっている。その意味でこの法律の制定を契機に新しい公共と民間の関係が発展する基盤が形成されたということができよう。

C 「社会協同組合」の法制化

「ボランティア団体」は他の国にも共通する非営利セクターであるが、イタリアには「社会協同組合」という

もうひとつ重要な非営利セクターが存在する。

社会協同組合は組合員相互の共益を主目的とするのではなく、社会一般への非営利のサービスの提供を主目的としている点で他の協同組合と区別される。この新しいタイプの協同組合がひろがりはじめるのは、やはり1970年代のことである。この時期に保健・衛生行政の分権化によって地域保健機構(*unità sanitaria locale*)が設置され、地域単位の保健・衛生サービスを推進する担い手が必要になったことを背景として、協同組合運動がこの分野に事業展開しはじめたのである。

保健・衛生の分野では疾病者・障害者問題、青少年の麻薬汚染問題、高齢者問題などをめぐって社会的支援活動と保健衛生教育の普及が課題となっていた。社会協同組合はこのような事業の推進にボランティアの立場ではなく、事業体という立場で職業的に関与することを目的として発展してきたのであり、当初から保健・衛生行政と密接な関係をもっていた。現在では地域保健機構を自治体の地域行政に移管する方向で制度再編がすんでおり、事業分野も地域行政に密着した「社会・教育活動」というより幅広い内容をふくむようになってきている。²⁵⁾

こうした動向を背景として1991年に国の「社会協同組合に関する規定」(以下第381法と略記)が制定された。協同組合法の分野法であるとともに、現在検討中の「第三」セクター法の一環をなすものである。

第381法は15条から成り²⁶⁾、最初の1～3条で「社会協同組合」の法的規定がおこなわれている。第4条に「ハンディキャップをもつ人々」の条項、第5条に「協定」に関する条項があり、この法律の主目的にかかる内容が定められている。第6条以下に協同組合法との関連、州法との関連、等々の付随する条項がもりこまれている。

第1条の「定義」によって、他の協同組合やボランティア団体とのちがいが明確にされている。

すなわち「社会協同組合」とは、①「社会・保健的・教育的サービスを実施する」(aタイプ)こと。②「ハンディキャップをもつ人々を労働市場に統合するための農・工・商・サービス業等の産業活動をおこなう」(bタイプ)こと。この二つ事業のどちらかをつうじて「地域社会の人的な発展と市民の社会的統合」を推進することを目的としている事業協同組合であるとされる。

これによって「社会協同組合」は事業分野が限定されているか(aタイプ)、または障害者等を雇用すること(bタイプ)がその成立条件になっていることわかる。「社会」協同組合という名称の根拠もこれによって示されているといえよう。

さらに第2条に「ボランティア組合員」の規定がある

ことも重要である。協同組合の正規の組合員（従業員）に加えて、「社会協同組合」は規約によって「ボランティア組合員」の加入を認めることができる。「ボランティア組合員」は、無償の労働を提供する会員のことであり、その人数は正規の組合員の50%以下でなければならないと定められている。

イタリアの協同組合は、全国協約によって組合員（従業員）の最低労働条件や給与基準が定められており、他の雇用労働者と同様に労働条件が守られている。しかし「ボランティア組合員」はこの協約の枠外で実費の支弁によって働くことができる所以、経営上からみれば、一般の協同組合よりも人件費を大幅に節約できることになる。したがって、個々の社会協同組合においては、組合員としての正規加入者の枠とボランティア組合員の枠のバランスが経営収支の重要な問題になる。

同時に、このようなシステムは、150万人の青年失業者をかかえるイタリアの労働市場において、仕事おこしの自助努力の可能性をひらくという側面を見落としてはならない。地域保健機構の受皿という業務委託的要素を背景として始まった「協定」内容が、後述するように地域住民への社会的サービスの遂行全体に拡大しており、地方公共団体の失業対策事業の一環という意味あいをもつ面も否定できない。

他方、bタイプの「社会協同組合」における「ハンディキャップをもつ人々」の雇用については、第4条で具体的に規定している。すなわち、心身に障害をもつ人々に加えて、アルコールや麻薬の依存症患者、退院後のリハビリ期間中の患者、家族が困難な状態にある若年者、刑期終了後ないしは執行猶予期間中の受刑者、その他「ハンディキャップをもつ」と法的に規定された人々を、組合従業員数の30%以上雇用することが課せられている。

このようにbタイプの「社会協同組合」は、「ハンディキャップをもつ」ゆえに労働市場から疎外されている人々を雇用することが法律によって定められており、市場原理の外に存在する雇用促進主体という性格をもつ。しかもそれらは就労機会の提供にとどまらず、社会復帰へのリハビリテーションという職業訓練的要素をあわせもつ事業体でもあるといえる。

第5条では、このような「ハンディキャップをもつ人々」を雇用している社会協同組合を支援し、「就労の機会を創出する」という目的で、地方公共団体が「協定」の形態で施設・資源や多様なサービスを提供することを規定している。この「協定」を結ぶために、それぞれの社会協同組合は、州の名簿に登録しなければならない。

現在イタリア全体で登録されている社会協同組合は、約2500、組合員数約65,000人といわれる。トスカーナ州

の場合、aタイプとbタイプの数はそれぞれ約半数である。²⁷⁾

以上みたように社会協同組合は、社会的弱者を対象とするサービス事業を経営するか、または社会的弱者を必須の構成員とする事業体であるか、どちらかの性格をもつ協同組合である。いずれの場合も失業者をふくむ社会的弱者の就労機会の拡大という特別の社会的任務をもつこと、またそれゆえに業務内容に高い専門性が要求されることが特徴であり、大学でこれらの専門分野について学んだ青年が多数働いている現状がみられる。

B項でみた「ボランティア団体」と活動内容の面では共通する点が多いが、「社会協同組合」は社会問題への職業的・労働市場的アプローチを固有の性格としても、賃金という形態で支払いを受けることを追求しているという点で「ボランティア団体」とは対象的な非営利セクターであるということができよう。

また「社会協同組合」の存在によって非営利セクターの分野が質の向上をともないながら量的に拡大しており、シルバー産業のような民間営利産業の発展を公共的にコントロールすることが可能になっていること、社会協同組合との協力関係を主眼とした社会政策が拡充されていることなど、イタリアの政策動向は協同組合の発達している他の国々と比較しても異なる独自の展開をみていくことが注目される。

D 「アソチアツィオニズモ」法案の骨子

「ボランティア団体」と「社会協同組合」の法制化に加えて、「アソチアツィオニズモに関する法案」が準備されている。現在、国会で州提案の法案を審議中であり、近く制定の見通しといわれている。ここではこの法案の要点を概観しておくことにしたい。

法案は、4部9章39条にわたっている。²⁸⁾

第1部総則（第1章「性格と目的」、第2章「構成と機関」）、第2部「登録、アソチアツィオニズモに関する審議会、国の調査・研究機関」、第3部「加入者の活動・サービス、活動に関する財政」、第4部「EU、州・自治県・県・市町村との関係」となっている。

この法案の第1部第1章第1条で、「共和国はアソチアツィオニズモとその活動の多様性が市民的・文化的課題のあらわれであり、市民社会組織への市民の自主的な参加の表現であるとともに、民主主義と市民性の発展・強化という機能をつうじて参加・連帯・多元主義の手段となる意味において、その社会的価値を評価し」、「自主性の尊重のもとにそれらの発展を促進し、社会的・市民的・文化的性格の目標の達成にむけて、それらの独自の

貢献を助長する」ことを、法制定の目的としてのべている。

ボランティア法と同様に、参加・連帶・多元主義の理念にそくしてアソチアツィオニズモを評価している点が、公共と民間の関係形成の方向性を示しているといえる。

そして第2条で、「自由に設立された諸団体、運動、グループ、それらの連携・連盟」を「社会団体」(Associazioni Sociali)として性格規定しており、ここで伝統的なアソチアツィオニズモの用語にたいして「ボランティア団体」「社会協同組合」と並ぶもうひとつの性格規定を与えている。この法規定は、後半の条文でEUの規定に連動させていることが言及されており、EUレベルで共通する位置づけをめざしたものである。²⁹⁾

さらに第3条では、法の対象となる「社会団体」の活動をつきのように規定している。

「国民の政治的・社会的・市民的推進、あらゆる表現による人格の発達、社会的連帶の実践、市民の自由と平等を制限する障害の除去、男性と女性の同等の機会の実現、歴史的・芸術的・環境的財産の保全と評価、教育の向上と生涯教育の追求、社会ツーリズムの発展、スポーツの普及、人間的・科学的・文化的目標の達成に必要なその他の活動の推進などを目的とする諸活動」。

ただし、政党、労働組合、職能団体、労働・経済団体、特定の専門性をもった団体等は「社会団体」から除外される。

以上第1章の3つの条文によって、「アソチアツィオニズモ法」の対象が明確にされているが、その実態はきわめて広範囲におよぶことが理解されよう。

ここでは「社会団体」の組織等についての詳細な規定の検討にはたちいらないことにして、「アソチアツィオニズモ法」を制定する意義にかかわる点のみ、みておくことにしよう。

それは第2部、第3部の条項によってのべられている。法案によれば、今までみてきた「ボランティア団体」「社会協同組合」と同様、「社会団体」についても名簿が作成されることになっている。ただし州レベルだけではなく、社会団体に関しては国の名簿も作成される。これらの名簿に搭載された団体は、法人格をもたなくとも印紙税・登録税の免税、寄付・遺贈の受理、動産・不動産の所有、所得税の減免に関する規定が適用されるほか、鑑賞活動の非課税、広告の非課税、郵便料金の50%割引、貸し付けの優遇、情報の権利と行政情報へのアクセス等々の支援措置を受けることができる。

また、名簿に搭載された団体の目的や事業計画にそくして、国・地方自治体は協定を結び、計画実現のための

支援をおこなうことができる。「社会団体」は通常会費による運営を基礎とするが、活動計画によっては寄付や公的援助をうることも可能である。

以上、法案の要点から一般の市民団体にたいして、非常にきめ細かな公的支援が実現されようとしていることが伺われる。

ところで、先に「ボランティア団体」と「社会協同組合」は提供する労働が無償であるかいなかに相違点があるとのべたが、「社会団体」はこの両者とはまた異なる特徴によって識別される。それは会員の興味・関心の実現を目的とし、会費によって運営される組織であるという点である。活動内容からみれば、「ボランティア団体」と重複する「社会団体」は多数存在するが、ボランティア団体の場合そのつど不特定多数のボランティアを募集して活動をおこなうのにたいして、社会団体の場合は会費を納入して登録した会員が活動の主体となる。

また、前二者が社会的課題にとりくみ、弱者にたいして公益的な社会的サービスを提供するのにたいし、「社会団体」は社会的・文化的な幅広い関心を追求し、会員みずからがそれを享受することを目的とするという点に基本的な特徴がある。それは個々人の趣味であったり、共に楽しむことであったりする。しかし、会員内部の活動にとどまらずに、展示会を開いたり、シンポジウムやフェスティバルを企画することなどをつうじて、一般市民に働きかける活動も日常的におこなっている。とくに全国的な連盟組織の場合は、国際交流もふくめて対外的な事業も活発である。したがって、「アソチアツィオニズモ法案」には、こうした国際交流の実現を国や自治体が支援し、EUの基金を導入することや、事業計画にそくして「協定」を結んで支援することがもりこまれているのである。

問題解決の緊急性という「社会政策」の観点からみるならば、「ボランティア団体」や「社会協同組合」の役割は「社会団体」よりも重要であるとみなされるが、市民の自発的参加、自己実現、多元主義、文化的創造性、などの基準でみると、「社会団体」も重要な「社会的価値」をもつと評価される。

以上みたように現在のイタリアのアソチアツィオニズモの法制化においては、それぞれの団体の特質にそくして類別し、その意義を認識し、必要な支援方策を具体化するということが考慮されており、社会運動・市民活動の歴史的蓄積をふまえた論議が反映されているといえよう。

III 「社会・教育・文化活動」の展開と「形成の過程」

A 「第三」セクターと「社会・教育・文化活動」の組織化

Ⅱで明らかになったように、「ボランティア団体」「社会協同組合」「社会団体」は、社会的課題へのとりくみと自発的な社会参加という面では共通性をもちながら、組織の性格、活動内容、公共機関とのかかわり、参加の形態と運営はそれぞれ異なる。

もっとも密接に公共事業にかかわっているのは社会協同組合である。とくにaタイプの社会協同組合は、「保健・衛生・教育」という分野に目的が限定されており、地域レベルの公共の福祉・教育・社会的サービスの基幹部分を担っている。

トスカーナ州ではじめておなわれた「社会協同組合」の調査結果によると、州名簿登録団体100のうち回答数が63組合で、このうちaタイプは36、bタイプは27であった。³⁰⁾

これらの活動分野の分布は表-1、2のようになっている。

表-1 aタイプの活動分野

社会・保健衛生	50%
教育・学校	17%
両者混合	33%

表-2 bタイプの活動分野

農業	0%
工業	22%
伝統産業	11%
サービス	48%
混合	19%

aタイプの事業内容としては、地域社会の居住型高齢者施設やデイケアーセンター、障害者の社会参加を目的とするセンター、子どもたちの放課後の施設、宿泊型の福利厚生施設、教育・文化的な施設などの運営委託のケースが多い。

フィレンツェ市で約50名の組合員をもち、設立10年目をむかえるC E P I S Sという社会協同組合は、全員が大学や州の職業訓練コースで心理学または教育学の専門分野を学んだ青年たちによって発足した組合であり、子ども・青年・障害者を対象とする多数の施設の運営を受託している。青年のビデオセンター、子どもたちのおもちゃ図書館、青年音楽センター、青年職業情報センターなどの施設のほか、街頭における青年の補導・相談活動(operatori di strada)などの戸外活動のプロジェクトもおこなっており、教育的活動に傾斜した専門的労働を

提供している。³¹⁾

これにたいしてbタイプの事業内容としては、組み立て、製本、洗濯、清掃、駐車場管理、エコロジー、倉庫管理、職工的労働、情報、レストラン経営などにわたっている。³²⁾

トスカーナ州についていえば、地方自治体の社会的サービスの施設・事業の運営と社会協同組合は密接に連携しており、これらのサービスを実施するうえでの研修コースも州の職業訓練コースの一環に位置づけられている。

他方ボランティア団体は、自分たちの施設をもち、自分たちの事業を自主的に推進しており、公共サービスの受託を前提にした活動はおこなっていない。ボランティア団体の活動が先進的に根付いているフィレンツェ市内でも主要な民間団体の協力によってはじめて名簿が作成されたのが1992年のことであり、その実態は相互に知られておらず、行政とのコンタクトも分野ごとの法にそくして個々ばらばらにおこなわれていた。ボランティア団体にたいする包括的な行政が確立するのは1990年代以降のことである。

民間団体が作成した『フィレンツェ市ボランティア団体ガイドブック』³³⁾には150余の団体リストが分野別に掲載されている。19世紀から20世紀初頭に設立された歴史をもつ団体が多数存在する一方、1980年代後半以降に出発した団体も急増している。

活動分野の分類はつぎのようになされている。

①エイズ、②アルコール依存症・過食症その他の中毒症、③高齢者、④受刑者、⑤精神的疾患、⑥移民、⑦未婚の母、⑧障害者、⑨麻薬中毒、⑩養子縁組、⑪宿泊施設の提供、⑫献血などの提供、⑬難病、⑭救援、⑮市民権擁護、⑯国際ボランティア、⑰公共交通サービス

フィレンツェのボランティア・ネットワークづくりを推進し、このガイドブックの編者でもあるE.バンジ(「ボランティア運動の父」とよばれたが1995年死去)は、これらのボランティア活動の発展の理由をつぎのように指摘している。「80年代をつうじてイタリア人の多数が生活の向上をとげたのについして、約三分の一がむしろより貧困となって弱者となり、多数主義の民主主義のなかでこれらマイノリティの意見さえ反映させることができなくなっている」。³⁴⁾

バンジは保護を必要とする「弱者」「疎外された人々」は、80年代半ばに人口の11%であったのについして、90年代初頭には15%に増大している現状のなかで、「連帯」(solidarietà)の名のもとに「自分の時間と資源を他者に提供してこれらの課題にとりくむ新しい社会の主体」が市民の自発的グループとして誕生しつつあるとのべて

いる。³⁵⁾

バンジの指摘に象徴されるように、ボランティア団体は公共のサービスからとり残されている人々、公的な救済の網からこぼれている人々に手をさしのべ、「連帯」の活動をつうじて社会的に問題をなげかける先駆性をもっている。行政の施策はそれをフォローする形にならざるをえない。しかし、ボランティア行政の確立のなかでこれらボランティア団体の評価と位置付けがおこなわれ、団体の事業を「協定」によって支援する方策がとられるようになり、とくに情報ネットワークづくりと担い手養成講座の実施については公共と民間の協力が恒常的におこなわれるようになってきた。

ボランティア団体はそれ自体の事業のなかにつねに「教育」をふくんでいる。E. バンジが1985年に創設した「虹プロジェクト」(L'associazione Progetto Arcobaleno) の例をみると³⁶⁾、約35人のボランティア教師によって週5日開設されている識字コース、難民の子どもたち対象に毎週開かれる生活文化的行事、精神障害者対象の木工作業によるリハビリ活動（社会協同組合の認可）、他団体と共に毎年開設しているボランティア養成コース（麻薬・エイズ・精神的疾患等の問題を扱う）、年間500人におよぶ青年ボランティアグループの体験交流会（隔週開催）の組織化、「社会活動指導員」(operatori sociali)の研修コース、ボランティア弁護士による人権講座（法律相談をふくむ）等々がおこなわれている。

「虹プロジェクト」はこのほかに3カ所の宿泊提供施設（無料の食事とベッド）を経営しており、計画書には「社会協同組合」による職業訓練所の拡張や青年ボランティア・センターの設立などもうたわれている。年間財政は約7億リラ（約1億円）で、このうち80%が「協定」による公費援助となっている。

このように、ボランティア活動のひろがりは新しい社会問題・人権問題とそれによりくむ必要性の認識・方法論・力量形成を求めており、「社会・教育・文化活動」の内容が創造されている実践的な現場であるということができる。それは又、バンジの指摘するように「新しい社会の主体」という現代的な社会運動の可能性を示唆している。

最後に社会団体の活動内容をみておこう。

社会的・文化的関心にもとづく団体も、ボランティア団体と重なる社会性を志向している例が多い。「イタリア文化レクレーション協会」(A R C I) から分岐した環境同盟（Lega Ambiente）は、10万人の会員をもつ全国組織であるが、70カ所の環境大学の運営、3カ所の国立公園内環境教育センターの経営、学校教師対象の教材づ

くり、全国一斉河川浄化活動、水汚染調査など大規模な社会的活動を組織し、事業ごとに公費助成を受けている。³⁷⁾

年金組合が主催している「人生第三期大学」(univerità di terza età)は全国200カ所、登録会員数万人といわれるが、自治体ごとに公費助成を獲得して運営されている例が多い。³⁸⁾

小さな社会団体の例としては、青年文化サークルが自治体の青年センターの運営委託を受けている例、図書館の夜間利用グループが管理も受託している例等、地区住民評議会の文化事業の推進にあたっては数多くのサークルが直接の担い手となっている。³⁹⁾

IIのAでのべたように、イタリアの公共機関と市民団体の連携は1970年代における地方自治体の分権化の動向を背景として発展してきた。人口数千人から数万人ごとの単位に区割りされた地区の住民評議会は直接民主主義制度を導入した自治的な決定・執行機関となっている。このなかで活動してきた諸団体が、地域・文化・社会サービス施設の利用団体から運営の担い手へと成長してきた。

1990年には地方自治法の改正⁴⁰⁾によって、自治的裁量の分野も拡大された。さらにヨーロッパ議会が地域の「自治的再生」(autoriproduzione) をうたい、各国の地域プロジェクトに基金が支出されるようになった。⁴¹⁾このようなコミュニティ（地区・居住圏）政策の展開と並行してアソチアツィオニズモの法制化がすすみ、それぞれの団体活動の発展によって伝統的な公共の教育・福祉施設や事業のありかたもとらえ直され、公共と民間の協同と役割分担による非営利の「社会・教育・文化活動」が創造されつつあるといえるであろう。

B 「形成の過程」と担い手の専門性

社会福祉学の視点から、地方自治体の社会的サービスの計画化を論じているG. カルボナーロは、「この20年間に多くの地方自治体の創意によって、教育・文化・社会の領域の新しいサービスの幅広い展開がうまれ、全国的に普及してきた。それらは多くの場合、新しい社会的必要に規定され、社会構造の変化にともなう新たな矛盾の爆発に対応する制度的革新のための〈実験室〉という性格をもつ経験であった」⁴²⁾とのべている。同時にそれは、「官僚的な機構を修正しながら、地方行政のなかに社会・文化的なタイプの新しい専門性を挿入した計画的、文化的な次元に到達せざるをえないような労働の組織」⁴³⁾をうみだしてきたとも指摘している。

具体的には多様な州法によって根拠づけられてきた文

化財・環境保全・図書館・文書館・劇場・音楽・美術・文化団体の支援・学校外活動・社会的諸課題へのとりくみ・社会的弱者の支援等々の地区内における計画の立案と実施であり、カルボナーロによればその計画化にはつぎのような専門性が求められている。⁴⁴⁾

- ①教育部門 教育学・教育心理学、成人教育学、表現指導 (animazione educativa), 幼児期の教育サービス、学校外教育と余暇活動の教育的組織化
- ②文化部門 文化的推進、表現指導、文化的組織化、文化財保護 図書館
- ③社会福祉部門 社会学、社会福祉、社会復帰指導、社会的アニマツィオーネ (animazione sociale), 社会的サービスの調整

さらに、これらの分野の相互調整と市民の参加にもとづく計画化の手法の導入の重要性が指摘されている。

地方自治体の「社会・教育・文化」事業は、施設整備とその運営に依存することが多いが、「第三」セクターの発展によってその活動内容は社会的必要により密着したアウトーチの展開を包含したものに変化しつつあるといえよう。

ところで、これらの分野の相互浸透と公共・民間の連携のなかから、「形成の過程」(processo formativo)という現代的な教育概念が登場していることが注目される。あるいは、それらの活動の求める職業的な専門性とのかわりで、新しい担い手 (operatori) の養成の問題が問われてきている。

この分野の担い手養成を視野にいれてフィレンツェ大学では、従来の師範学部 (Facoltà di Magistero) を組織改革し、1996年度から形成科学部 (Facoltà di Scienza della Formazione) に改組した。⁴⁵⁾ この学部は教育科学と心理学の二つの課程にわかれ、教育科学には教員養成コース、「職業的教育指導者」コース、「形成の過程」の専門家コースという三つのコースがおかれていている。

「職業的教育指導者」(educatori professionali) とは、「社会的・保健衛生的・文化的活動の分野の教育指導者」である。「形成の過程」の専門家 (esperti nei processi formativi) とは、「形成の過程を計画化し、運営する専門家」であると説明される。前者は現場の実践家、後者は地方自治体の専門職や政策推進のコーディネイターがイメージされている。

「職業的教育指導者」の専門性について、P. ベルトリニは求められる教育方法、専門性として、「対話的関係」「未来への可能性をひらく」「他者に開かれた社会性」という教育実践の特徴を指摘し、またそれを助長する手段として「観察と理解」「組織化の技術」「アニマツィオーネと集団活動」「人格のアイデンティティ形成」をあげ

ている。⁴⁶⁾

たとえば社会協同組合 C E P I S S の事業のひとつ「街頭における青年の補導・相談活動」(operatori di strada) は、麻薬・暴力・エイズなどの問題に直面する青少年と街頭で定期的に接する指導員の仕事で、多くの自治体に導入されている事業である。

またしばしば言及されているアニマツィオーネは本来芸術的表現活動の指導を意味しており、より教育的に、移民や難民の子どもたちとの文化的接触、子どもたちの学校外活動、劇場のワークショップ、障害者の文化活動などにおいて広く用いられている表現活動の指導方法である。

このように「第三」セクターを担い手とする「社会・教育・文化活動」の展開のなかで、教育概念、あるいは教育の担い手の専門性のとらえ直しがおこなわれ、既存の教育システムをこえた場と実践のひろがりによって「形成の過程」という現代的な教育概念が注目され、教育学研究にもインパクトを及ぼしている。

「第三」セクターは経済的には「非営利」の「社会的経済」概念を提起し、政治・社会的には新しい公共性原理としての「参加」「連帯」「多元主義」のシステムを提起している。同時にそのことが「社会・文化・教育活動」の創造的発展をつうじて教育概念の現代的拡張をもたらし、学校の外、社会における実践場面で「形成の過程」の組織化・計画化と新しい教育的専門性の問題を提起しているということができるであろう。

〈注〉

- 1) 拙著『イタリア文化運動通信』合同出版、1984年、p.16.
- 2) 拙稿「戦後イタリアにおけるアソシエーションの発達と成人教育」『日伊文化研究』、1996年3月、p.50.
- 3) 碓井正久「社会教育の概念」長田新『社会教育』お茶の水書房、1961年、pp.37~38. 碓井はこの論文で「非施設団体中心性」を戦前日本の社会教育の歴史的性格と規定し、さらに「社会教育の発展過程」碓井編『社会教育』第一法規、1970年、p.75においてこの規定を再確認している。

この規定をめぐって、戦後における社会教育の公共性の発達と団体・グループの問題は、別途検討を要する基本的な課題である。

- 4) F. M. De Sanctis, *L'educazione degli adulti in Italia*. Editori Riuniti、1978. pp.135~147. このなかで、De Sanctisは19世紀末から20世紀初頭に発達した人民の家を「新し社会の最初の礎石」と性格づけ、「抵抗」

- 「協同性」「相互扶助」「先見性」という四つの特徴を指摘している。
- 5) 1970年代に地方自治体の分権化が制度化されるなかで、「社会的運営」(gestione sociale)という概念が提起され参加論が深められていった経過がある。
 - 6) 富沢賢治『社会的経済』解題、J. ドゥフルニ他著、富沢賢治他訳『社会的経済』日本経評論社 1995年、pp.458~460。
 - 7) 拙稿「N P O法制定の動向と市民活動団体」『月刊社会教育』、1996年5月号。N P Oの国際比較としては、電通総研『N P Oとは何か』日本経済新聞社、1996年参照。
 - 8) 前掲『社会的経済』、p.1.
 - 9) 前掲『社会的経済』解題、p.450.
 - 10) 前掲『社会的経済』、p.19.
 - 11) 前掲『社会的経済』解題、p.468.
 - 12) 前掲『社会的経済』、p.27.
 - 13) 前掲『社会的経済』解題、p.453.
 - 14) ジャンニ・グエッリエーリ他「イタリアの社会的経済」前掲『社会的経済』、pp.153~156.
 - 15) トスカーナ州社会政策局ボランティア課課長L. S. ルイジ氏のヒヤリングによる。(1996年10月1日)
 - 16) Frabcesco Staderini, *Diritto degli enti locali*. 1996. CEDAM, pp.338~340. 本書では1976年の第278号法で拠づけられた地区における参加の機構（住民集会・住民の専門委員会・意見表明・評議員の選挙）について解説し、住民参加は十分ではないという見解をとっている。確かに地区によって、市町村によって参加の実態は多様であると思われるが、参加の機構自体が住民の自発的参加によって20年間機能していることは、重要な経験の蓄積といえる。
 - 17) Legge Regionale 7 maggio 1985, n.58 "Norme relative ai rapporti delle Associazioni del volontariato con la Regione e gli Enti Locali".
 - 18) Legge Regionale 9 aprile 1990, n.36 "Promozione e sviluppo dell'associazionismo".
 - 19) Legge Regionale 15 aprile 1996, n.29 "Norme relative ai rapporti delle organizzazioni di volontariato con le Regioni, gli Enti Locali e gli altri Enti Pubblici".
 - 20) Legge Regionale 28 gennaio 1991, n.13 "Disciplina dei rapporti tra le Cooperative sociali e gli Enti pubblici che operano nell'ambito regionale".
 - 21) Legge 11 agosto 1991, n.266 "Legge quadro sul volontariato".
 - 22) Legge 8 novembre 1991, n.381 "Disciplina delle Cooperative sociali".
 - 23) "Proposta dei legge sull'associazionismo" a cura delle Regioni. 1996
 - 24) 「ボランティアに関する基本法」条文
 - Art.1 Finalità e oggetto della legge
 - Art.2 Attività di volontariato
 - Art.3 Organizzazioni di volontariato
 - Art.4 Assicurazione degli aderenti ad organizzazioni di volontariato
 - Art.5 Risorse economiche
 - Art.6 Registri delle organizzazioni di volontariato istituiti dalle regione e dalle province autonome
 - Art.7 Convenzione Art.8~17 (略)
 - 25) トスカーナ州サービス協同組合連合会社会協同組合担当ザニエリ氏のヒヤリングによる。(1996年9月30日)
 - 26) 「社会協同組合に関する規定」条文
 - Art.1 Definizione
 - Art.2 Soci volontari
 - Art.3 Obblighi e divieti
 - Art.4 Persone svantaggiate
 - Art.5 Convenzioni Art.6~15 (略)
 - 27) Regione Toscana, *La Cooperazione sociale nella regione Toscana*. Firenze 1996 P.12.
 - 28) 「アソチアツィオニズモ法案」条文
 - Titolo I Disposizioni generali
 - Capo 1 Natura e Finalità
 - Art.1 Finalità e oggetto della legge
 - Art.2 Natura
 - Art.3 Ambiti di attività
 - Art.4 Escusioni
 - Capo 2 Costituzione e Organi
 - Art.5~7 (略)
 - Titolo II Dei Registri del Consiglio Generale delle Associazioni e dell'Osservatorio Nazionale
 - Capo 1 Registri nazionali e regionali
 - Art.8~11bis (略)
 - Capo Osservatorio Nazionale dell'Associazionismo
 - Art.12~17 (略)
 - Titolo III, IV.
 - Art.18~39 (略)
 - 29) 同法 TitoloIV,Capo 1 Art.34 に社会団体がE U基金の援助にアクセスしうるよう国・州は積極の方策を講じることについて述べている。
 - 30) op.cit.*La Cooperazione sociale nella regione Toscana*. p.38, pp.55~56.

- 31) CEPISS(Coop. Educatori Professionali Interventi Socio Sanitari) *Curriculum Formativo e Professionale della CEPISS*. 1996.
- 32) *op.cit.La Cooperazione sociale nella regione Toscana.*
p.54.
- 33) Centro Toscano di Documentazione Politica, Progetto Arcobaleno, *Guida al volontariato fiorentino*, 1992.
- 34) *ibid* Eugenio Banzi, "Presentazione", p.2.
- 35) *ibid*.p.2.
- 36) Arcobaleno, *Notizie speciali*.n.8 1996.
- 37) Lega Ambiente, Congresso Nazionale, *La via ambientalista al futuro : Dalla scuola alla formazione*. novembre 1995.
- 38) A cura di Elio D'orazio & Francesco Florenzano, *Studiare da grande ; Capire a fare le Università della terza età*. Edizione dell'Università popolare.1994.
- 39) フィレンツェ市役所第4区地区住民評議会文化委員会のヒヤングによる。(1996年9月24日)
- 40) Giovanna Gervasio Carbonaro, *La qualità Possibile : Educazione,cultura,servizi sociali nel territorio*.1995.
La Nuova Italia. p.20
本書によれば1990年法律第142号「地方自治の組織」によって、社会経済的な地域基礎にねざす権限の付与を具体化する原則を導入したという点で、この法は地方自治の革新への必要に応える内容をもつと評価される。
- 41) *op.cit.La Cooperazione sociale nella regione Toscana.*
p.22.
- 42) *op.cit.La qualità possibile* p.14
- 43) *ibid.* p.41.
- 44) *ibid.* pp.93~94.
- 45) Università degli Studi di Firenze, Facoltà di Scienze della Formazione, *Guide dello studente*.1996/97
p.1, pp.28~30.
- 46) Pieno Bertolini, "Educatori professionali extrascolastici", *Guide alla Laurea in Scienze dell'Educazione*. Luciano Galliani a cura di, il Mulino, 1995. pp.21~24.

(付記)

非常利セクターの国際的発展については、宮沢賢治氏(一ツ橋大学教授)に資料提供を受けた。記して謝意を表する。